

君津市告示第74号

市の区域内の字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する。

なお、この告示は、平成18年4月12日から効力を生ずる。

平成18年4月11日

君津市長 三 浦 公 明

新		旧		地番	
大字	字	大字	字		
加名盛	下関	加名盛	大境	45の2 46 47の1 47の2 47の3 53の1の内 48の2、48の4、49、50に隣接する道路である公有地の全部	
			檜木代	122の2 123の2 123の3	
			石崎代	162の2の内	
	大境	檜木代	加名盛	下畑	71の内 75の2の内 71の内 72 73の内 76 78の1の内 80の内 86 87 90の1に隣接する水路である公有地の全部 71の地先の道路、水路である公有地の一部
				大境	53の1、54、61、62、63、67の1、67の2、68の地先の水路である公有地の一部
	回り道	加名盛	加名盛	石崎代	162の2の内 163
	竹内			竹内	227の3 228の1の内 228の2の内
	竹内	加名盛	加名盛	関	273、274に隣接する道路である公有地の一部
	関			竹内	237の内～240の内
				小川	小川
	小川	加名盛	加名盛	関	3,946の1の内～3,948の1の内 3,951の内 3,952の内
	小川	加名盛	加名盛	門川	345 346の内～348の内 349の1 349の2 350の1の内 352の内 374の内 376の2の内 377の内 378の内

		関	278の2の内 290の1の内 291の1の内 292の内～294の内	
		大戸見	3,946の1の内 3,947の1の内 3,951の内～3,953の内 3,954 3,955 3,956の内 3,957の内	
		加名盛	260の9～260の11	
	清水	加名盛	谷	426の2 423、424の1、426の1に隣接する道路である公有地の一部
			門川	378の内
	門川	加名盛	大戸見	関 3,948の1の内 3,951の内 3,953の内 3,956の内 3,957の内 3,958～3,961 3,965 3,966 3,967の内～3,969の内 3,977の内
			清水	404の1の内 404の4の内 404の5の内 405の内 409の内 411 412 大字大戸見字関3,967～3,974の地先の道路である公有地の一部
			谷	418の2、420の2、422に隣接する道路である公有地の一部
		大戸見	関	3,967の内～3,969の内 3,970～3,974 3,976 3,977の内 3,978 3,979の2 3,980～3,987

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成17年9月22日現在の登記事項証明書によるものである。